

社会資本整備審議会関係組織法令抄録

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、関係行政機関（不動産業及び宅地に関する事項にあつては国土交通大臣、官公庁施設に関する事項にあつては関係国家機関）に意見を述べること。
 - 三 （略）
- 2 （略）

○社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）

（組織）

第二条 （略）

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 （略）

（委員等の任命）

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者並びに当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 （略）

（分科会）

第六条 （略）

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。
- 3～6 （略）

（議事）

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したも

のの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。この場合において、第一項中「三分之一」とあるのは「三分之一（分科会にあつては国土交通大臣、審議会に置かれる部会にあつては会長、分科会に置かれる部会にあつては分科会長が三分之一を超える定足数を定めたときは、当該定足数）」と、前項中「会長」とあるのは「分科会にあつては分科会長、部会にあつては部会長」と読み替えるものとする。

○社会資本整備審議会運営規則（抄）

（分科会）

第八条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

- 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

- 3 （略）